

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人緑和会

I 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。社会福祉法人緑和会（以下、「当法人」という）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

（具体的な考え方）

1. 身体拘束は廃止すべきものである。
2. 利用者の人権を一番に考え支援する。
3. 身体拘束を許容する考え方はしない。
4. 安易に「やむを得ない」で身体拘束や不適切な支援を行わない。
5. 利用者の一人ひとりの特性を知り、身体拘束のリスクを減らす努力をする。
6. やむを得ない場合利用者及び家族に対する十分な説明をもって身体拘束を行う。
7. 身体拘束を行った場合、常に廃止するよう努力する。

II 身体拘束廃止に向けた体制

1. 権利擁護・虐待防止委員会に関する事項

当法人に、利用者に対する虐待防止待及び身体的拘束の適正化を目的として、「権利擁護・虐待防止委員会」を設置する。

委員会は、原則月1回開催し、次のことを検討する。

- （1）虐待防止のための計画づくり
- （2）虐待防止のチェックとモニタリング
- （3）虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討
- （4）身体拘束等の適正化について
 - ① 身体拘束等適正化に関する指針
 - ② 各事業所の身体拘束の状況、身体的拘束を行っている場合は、3要件の該当状況、手続き、方法など個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクの評価、拘束の解除に向けて検討する。
 - ③ 身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合は、3要件の該当状況、特に代替案について検討する。

- ④ 今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合は、拘束実施方法の検討、拘束実施時間及び期間、家族等との意見調整、説明内容の進め方について検討。
- ⑤ 職員研修の企画・実施
- ⑥ その他、利用者の虐待防止、人権擁護に資すること

2. 権利擁護・虐待防止委員会の構成

委員会は、下記のメンバーで構成する。なお、必要に応じて、事業所職員、協力医療機関の意思、精神科専門員等や知見を有する第三者の助言を得る。

	所属	役職名	備考
委員長	法人	業務執行理事	虐待防止責任者（法人統括）
委員	〃	事務局長	委員会事務局
〃	栄野比の里	施設長	栄野比の里・／虐待防止責任者
〃	〃	サービス管理責任者	〃　／虐待防止マネージャー
〃	〃	支援課長	〃　委員
〃	〃	主任	〃　／リスクマネージャー
〃	〃	栄養士	〃
〃	緑の里	施設長	緑の里／虐待防止責任者
〃	〃	支援課長・サービス管理責任者	〃　／虐待防止マネージャー
〃	〃	主任	〃　／リスクマネージャー
〃	〃	看護師リーダー	
〃	栄野比学園	施設長	栄野比学園／虐待防止責任者
〃	〃	所長・サービス管理責任者	〃　／虐待防止マネージャー
〃	〃	主任	〃　／リスクマネージャー
〃	〃	居宅支援事業所管理者	
〃	法人	総務・企画担当	委員会事務局
第三者委員	〃	苦情解決第三者委員	状況により介入
〃	〃	〃	〃

- ▶ 虐待内容及び通報状況によっては委員の変更することがある
- ▶ 第三者委員は、被虐待者及び保護者、通報者からの同意に基づき介入

Ⅲ 身体拘束等適正化に関する職員研修に関する基本方針

- ・新規採用者には、新人研修の際に、「虐待・身体拘束防止の研修」を実施する。
- ・現任者には、「虐待防止研修」及び「身体拘束防止研修」を年2回以上実施する。
- ・身体拘束等適正化に関する研修など外部にも積極的に参加する。

IV 施設内で発生した身体拘束等の報告のための方策に関する基本方針

1 障害者総合支援法に指定基準における身体拘束禁止規定

「指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない」

2 身体拘束の具体的内容

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。身体拘束の具体的な内容は以下の行為が該当する。

- (1) 車いすやベッドに縛り付ける
- (2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- (3) 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- (4) 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3 身体拘束等を行わずに支援を行うために(3つの原則)

(1) 身体拘束を誘発する原因を探り除去する

身体的拘束をやむを得ず行う場合、必ず理由や原因がある。利用者ではなく、支援する側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。利用者の個別の理由や原因を徹底的に探り、除去していく支援が必要である。

(2) 5つの基本的ケアを徹底する

以下の5つの基本的なケアを実行することにより、不穏になる原因を除去したり、転倒リスク等を軽減して身体拘束によらない支援を提供する

① 起きる

人は座って重力が上からかかることにより覚醒する。目を開き、耳が聞こえて自分の周囲で起こっていることがわかる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きることは人間らしさを追求する第一歩である。

② 食べる

食べることは人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

③ 排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人は、随時交換が重要である。おむつに排泄物がついたままになっていれば気持ち悪く、「おむついじり」などの行為につながる。

④ 清潔にする

きちんと風呂に入ることを基本に、人は皮膚が不潔であれば、かゆみの原因になる。そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりする。皮膚の清潔を保つことで快適になり、周囲も世話をしやすく、人間関係も良好になる。

⑤ 活動する(アクティビティ)

その人の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられる。言葉によるよい刺激もあるし、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

(3) 身体拘束廃止を機会に「より良い支援」の実現を目指す

身体拘束廃止の実現する取組は、支援の場における支援全体の質の向上や利用者の生活環境の改善のきっかけとなる。「身体拘束廃止」がゴールではなく、身体拘束廃止を実現していく過程で提起される様々な課題を真摯に受け止め、よりよい支援の実現に取り組む。また、身体拘束禁止規定の対象になっていない行為でも、例えば言葉によって利用者の行動を抑制し、制限する言葉かけ「スピーチロック」(言葉による拘束)も行わない。

4 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

以下の3要件をすべて満たすことを委員会等で検討、確認し記録する。

- ① 切迫性 利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより、利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる 程度まで、利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するケアの方法がないこと。

「非代替性」を判断する場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずにケアするすべての方法の可能性を検討し、利用者等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを

複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法も、ご利用者の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択しなければならない。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

「一時性」を判断する場合には、ご利用者の状態像等に応じて必要な最も短い拘束時間を想定する必要がある。

(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

仮に3要件を満たす場合でも以下の点に留意する。

① 委員会での検討と決定

緊急やむを得ず身体拘束を行うときには、権利擁護・虐待防止委員会で拘束による利用者の心身への影響や拘束しない場合のリスクについて慎重に検討し、決定する。基本的に職員の個人的な判断で行わない。

② 利用者本人や家族、後見人等に対する説明

身体拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間、場所、改善に向けて取り組み方法等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努める。説明は施設長もしくは支援課長で行い署名にて了解を得る。仮に、事前に利用者や家族に説明し、理解を得ている場合でも、実際に身体拘束を行う時点で必ず個別に説明を行う。

③ 行政等への相談、報告

身体拘束を行う場合、障害者虐待防止センター等に相談、報告する。利用者への支援のなかで様々な問題を事業所で抱え込まず、関係する機関と連携して支援について様々な視点からアドバイスや情報を得る。

行政等に報告、相談することで、支援の困難な事例に取り組んで、組織的な虐待及び身体拘束防止を推進する。

④ 身体拘束に関する事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。

緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し、ご利用者及び家族等に報告し、記録する。

具体的な記録は、身体拘束に関する説明書等を使用する。記録には、日々の心身の等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、事業所全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録は整備し、行政の指導、監査においても、閲覧して頂けるようにする。

各記録は、ご利用者が退去等でサービスが終了した日から5年間保管する。

⑤ 拘束の解除

④の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、家族等に報告する。

尚、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合があるが、再度数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、家族等身元引受人に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続きなく生命保持の観点から同様の対応を実施する。

5 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針はグループウェアにてすべての職員が閲覧を可能とするほか、利用者や家族が閲覧できるよう施設への掲示や法人のホームページに掲載する。

令和4年4月1日 制定